

## 平成25年度事業計画

平成24年末の新政権の発足による期待感から、株価の上昇や為替相場の円安ドル高傾向での推移など、我が国経済に明るさが戻りつつある中で、新政権は、景気のコ入れとデフレ脱却に道筋をつけるために、厳しい財政環境の中にあっても、公共事業費を中心とする大型の補正予算を編成するなど、景気回復に向け、大胆な政策転換を図ったところであります。

こうした取組みは、新政権が、防災・減災あるいは地域経済の回復といった観点などから公共事業の必要性を十分理解していることに加えて、建設産業の果たしている役割の重要性も十分認識していることが、大きな要因になっているものと受け止めており、永年にわたる公共投資の削減や過当競争により、疲弊した地域建設事業者の経営改善に資するものと期待を寄せているところであります。また、公共事業の増加は、雇用を創出し、建設業界にとっては喫緊の課題である若年労働者の建設業離れの歯止めにもなるものと期待するものであります。

しかし一方では、先の東日本大震災の復旧・復興工事に加えて、公共事業の発注が集中することによる労務費や資材費の高騰が懸念されることから、すみやかに適切な積算基準への改善が不可欠でありますし、加えて、国の厳しい財政環境を斟酌すると公共投資への重点配分が今後継続的に実施できるのか危惧されますので、将来にわたり地域建設事業者の経営基盤の安定化が図られるよう、過当な競争による入札の排除とともに、適正な利益が確保できる公共調達制度の構築に向けて、この機に、より一層積極的に取り組む必要があります。

また、昨今、甚大な被害が伴う自然災害が日本各地で発生しており、本県において南関東地震などの切迫性の指摘もあることから、防災・減災対策は一刻の猶予もないところであり、また、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故などを踏まえると、高度経済成長期に新設された橋梁やトンネルなどの施設の老朽化対策は喫緊の課題であります。そこで、建設人材の確保の観点からも、必要な公共投資は、国や自治体の財政環境に左右されることなく、毎年一定の事業量が確保されることが重要であります。

更に、若年労働者の建設業離れは、経験や技術の伝承ができなくなるばかりか、建設産業を支える人材そのものが不足し、将来の社会基盤づくりにも深刻な影響を及ぼすものであることから、危機感を行政と共有するとともに、行政と建設業界とが一体となって、総合的な対策に早急に着手する必要があります。

これらの公共投資の確保や公共調達制度の改善などは、関係機関・団体の理解が不可欠ですが、多くの方に公共事業の果たす役割や建設業界の担う役割が理解されることが実現に向けて大きな力となることから、公共事業の役割とともに、地域建設事業者の役割や建設産業が魅力ある産業であることをより一層積極的にアピールしていく必要があります。

そのためにも、コンプライアンスはもとより、社会貢献活動や災害時の対応などにも積極的に取り組むとともに、住民の安全・安心を守る観点から、都市基盤の適正な維持・更新について、専門的な見地から、関係機関に提言をしていく取組みなどのほか、雇用環境の改善に向け、国が積極的に取り組んでいる社会保険未加入問題や労働災害防止対策などにも的確に取り組んでいくことが求められるところであります。

このほか、一般社団法人への移行を契機に、より一層、本部・支部の連携を強化するとともに、関係法令や新定款などに則った適正な事業執行や財務処理が求められるところであります。

本会は、これらの諸情勢や課題等を踏まえて、平成 25 年度においては、次の重点事項を中心として、各会員のご理解とご協力の下に、課題解決に向けて積極的に取り組むこととします。

## **I 平成 25 年度重点事業**

- 1 地域建設業の再生と健全な発展への対応
- 2 建設人材の確保と魅力ある労働環境づくりへの対応
- 3 建設業の社会的責任及びイメージアップへの対応
- 4 防災・減災対策等を踏まえた社会資本の整備、維持・更新への  
的確な対応

## II 対応すべき課題

### 1 総務委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動
  - イ 建設業適正取引の推進
  - ウ 経営者研修等の実施
  - エ 第三者賠償共済・見舞金制度の推進
  - オ 関係法令の改正・通達等の周知
- (2) 建設業の社会的責任及びイメージアップへの対応
  - ア 建設業法、労働安全衛生法、独占禁止法等の関係法令遵守の徹底
  - イ 「建設企業（団体）行動憲章」に則した活動の推進
  - ウ 会員の増員対策の実施
  - エ（財）神奈川県暴力追放推進センターとの連携

### 2 企画委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動、関係機関との意見交換会の実施
  - イ 入札・契約制度改善に向けた検討等入札等の改善に向けた取組み
  - ウ 経営講習会等建設業の経営改善等に向けた取組み
  - エ 関係法令の改正・通達等の周知
- (2) 建設業の社会的責任及びイメージアップへの対応
  - ア 経営管理責任者講習会等の実施
  - イ 建設業法等に係るコンプライアンスの推進等企业の社会的責任に関する取組み
- (3) 防災・減災対策等を踏まえた社会資本の整備、維持・更新への的確な対応
  - ア 関係機関との意見交換会の実施
  - イ 公共施設等の長寿命化への提言

### 3 土木委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動、関係機関との意見交換会の実施
  - イ 県発注工事等技術管理説明会の実施
  - ウ 総合評価方式・請負工事成績評定に係る研修会の実施
  - エ 土木工事施工技術研修会の実施
  - オ 電子納品に対する研修会
  - カ 県土木施工管理技士会事業との連携
  - キ 県発注土木工事施工に係る調査及び課題への対応
  - ク 建設業適正取引の推進
  - ケ 関係法令の改正・通達等の周知
  - コ 資材・労務単価の状況調査等の実施
- (2) 防災・減災対策等を踏まえた社会資本の整備、維持・更新への的確な対応
  - ア 関係機関との意見交換会の実施
  - イ 公共土木施設の長寿命化への提言

#### 4 建築委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動、関係機関との意見交換会の実施
  - イ 建築工事積算実務講習会の実施
  - ウ 公共工事施工技術講習会の実施
  - エ 耐震施工技術等への対応
  - オ CALS/EC対応実務研修会の実施
  - カ 総合評価方式への対応
  - キ 建設業適正取引の推進
  - ク 関係法令の改正・通達等の周知
  - ケ 資材・労務単価の状況調査等の実施
- (2) 防災・減災対策等を踏まえた社会資本の整備、維持・更新への的確な対応
  - ア 関係機関との意見交換会の実施
  - イ 公共建築施設の長寿命化への提言

#### 5 労務・環境委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動、関係機関との意見交換会の実施
  - イ 公共工事設計労務単価に係る調査等
  - ウ 社会保険への加入促進
  - エ 関係法令の改正・通達等の周知
- (2) 建設人材の確保と魅力ある労働環境づくりへの対応
  - ア 建設労働者確保育成事業の推進
  - イ 技術者・技能者の評価、処遇の改善
  - ウ 技能労働者等の確保・育成対策の推進
  - エ 労働安全衛生の徹底及び災害防止対策の推進
  - オ 建設産業人材の育成
  - カ 建設業退職金共済事業の運営
  - キ 法定外労災補償制度「建設共済」への加入促進
- (3) 建設業の社会的責任及びイメージアップへの対応
  - ア 神奈川県魅力ある建設事業推進協議会への参画
  - イ 建設発生土の活用及び適正処理の推進
  - ウ 建設系廃棄物の適正処分及び再利用の推進
  - エ 不法投棄防止対策の推進

#### 6 建設みらい委員会

- (1) 地域建設業の再生と健全な発展への対応
  - ア 国・県等への要望活動、関係機関との意見交換会の実施
- (2) 建設業の社会的責任及びイメージアップへの対応
  - ア 建設業イメージアップ活動の推進
  - イ 建設フォーラムの開催
  - ウ 地域社会貢献活動への支援

- (3) 防災・減災対策等を踏まえた社会資本の整備、維持・更新への的確な対応
  - ア 神奈川県等との災害応急活動協定に基づく体制及び活動の充実・強化
  - イ 災害対応研修会の実施

### Ⅲ 会議・行事等

#### 1 主な会議等

- (1) 通常総会（1回）
- (2) 理事会（随時、概ね年6回）
- (3) 常任理事会（随時、概ね年8回）
- (4) 正副会長会議（随時）
- (5) 常置委員会（随時）
- (6) 支部事務局長会議（概ね年5回）

#### 2 主な行事等

- (1) 神奈川県県土整備局との意見交換会
- (2) 神奈川県土木事務所等との意見交換会
- (3) 神奈川県議会への要望活動
- (4) 国土交通省関東地方整備局等との意見交換会
- (5) 建設フォーラム神奈川の開催
- (6) 経営者研修・技能者研修の実施
- (7) 災害応急活動訓練の実施
- (8) 県内建設系教育機関との懇談会
- (9) 優良事業者及び優良従業員等の表彰
- (10) 建設関係殉職者合同慰霊祭

#### 3 全国建設業協会活動等への参画

- (1) 総会・協議員会等（年4回）
- (2) 労働委員会（年3回）
- (3) 関東甲信越ブロック会議（年4回）
- (4) 神奈川・千葉・埼玉3県連絡協議会（年1回）